

国立大学法人和歌山大学知的財産権に係る補償金の支払に関する細則

制 定 平成21年 3月24日

法人和歌山大学規程第 924号

最終改正 平成26年 2月28日

(目的)

第1条 本細則は、国立大学法人和歌山大学知的財産規程（以下「規程」という。）第12条に基づき、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）が支払う補償金について定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 規程第12条第2項にいう収益（以下「収益」という。）とは、本学が知的財産権譲渡の対価として第三者から得た一時金、オプションフィー（開示対価）並びに知的財産権の実施許諾及び使用許諾等の対価として得た収入をいう。

(補償金の支払)

第3条 規程第12条第1項及び同条第2項に定める補償金のうち、特許権の対象となる発明及び特許権に係る補償金については、別紙のとおり支払うものとする。

(支払の時期)

第4条 前条による支払は、収益があった都度、すみやかに行うものとする。

(補償及び配分の継続)

第5条 第3条に定める補償金は、知的財産の創出者が退職、死亡又は卒業した場合においても行うものとする。

(雑則)

第6条 この細則に定めのない取扱い等については、別に定める。

附 則

1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。

2 この細則は、施行日以降に創出した知的財産権について適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1060号）

この改正細則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成26年2月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1450号）

この改正細則は、平成26年4月1日から施行する。

特許権の対象となる発明及び特許権に係る補償金の支払について

1. 規程第12条第1項第1号に定める補償金は、1件の発明につき10,000円とする。
なお、共同発明者がいる時は、それぞれの持分に応じて支払うものとする。
2. 規程第12条第1項第2号に定める補償金は、1件の発明につき5,000円とする。
なお、共同発明者がいる時は、それぞれの持分に応じて支払うものとする。
3. 規程第12条第2項に定める補償金は、1件の発明につき収益の3分の1を支払うものとする。なお、共同発明者がいる時は、それぞれの持分に応じて支払うものとする。
4. 上記3の補償金の支払額について、共同発明者への持分に応じた支払額も含め1,000円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。